

# 令和6年度 技術士第二次試験答案用紙

受験番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

技術部門	環境	部門
選択科目	自然環境保全	
専門とする事項	森林自然環境保全及び生態系サービスの評価	

●受験番号、技術部門、選択科目、専門とする事項及び問題番号の欄は必ず記入すること。

問題番号 II-1-4

← 解答する問題番号（1から4）を点線の枠内に必ず記入すること。  
 ○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。  
 （図表を用いて解答する場合を含む。）

昆明・モントリオール生物多様性枠組の2030年グローバルターゲットのうち、数値目標が設定されている目標の1つは30by30である。30by30は、陸域と海域それぞれ30%を保護区として保全することを目標①としている。この目標は科学的根拠に基づき設定され、G7コンウォールサミットの成果文書である自然協約で掲げられた。日本では陸域20%、海域18%が保護区に設定②されている。

- ① 目標の内容としては、「2030年までに」もあると良かったと思います。また、環境省のHPでは、次のように定義されています。「いわゆる「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」とは、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。」とあります、この定義を正とした場合、下線部に乖離が見られます。特に、「保護区として」が気になります。環境省では、「30by30 目標は、国立公園などの保護地域の拡張と管理の質の向上だけでなく、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）の設定・管理を通して達成していくこととなります。」と示されており、保護区としてのみでなく後述にもありますが（おそらく理解されてると思いますが）、OECMとしての保全も含まれます。
- ② この数値がいつ時点なのかも記載すると良かったと思います。

30by30目標を2030年までに達成するために、以下の取組や活動が行われている③。

- ・ 自然公園（国立公園、国定公園など）の拡充
- ・ 自然共生サイト（OECM）：自治体や民間企業などが所有する土地を国が自然共生サイトとして認定し、自然公園など保護区と重複する部分を除いた区域をOECM

国際データベースに登録する。自然共生サイトは、里地里山や寺社林などが想定されている。民間が所有する土地は、経済的な事情で土地利用の転用されるケースが多いので、自然共生サイト登録がなんらかの④ 歯止めになる といい⑤。そのためインセンティブの付与や登録支援をおこなう。そして、自然公園区域をコアエリアに、自然共生サイトをバッファーやコリドーにする。

・生物多様性情報整備：自然公園の拡充⑥や自然共生サイトの登録を促進するために、生物多様性情報を整備し、その効果を見える化する。以上

③ 問われていることは、活動の内容ではなく「考え方」です。生物多様性国家戦略2023-2030には行動目標が掲げられており、このうち30 by 30に直結する行動目標は次の内容だと思います。

行動目標1-1 陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する

行動目標1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する

具体的な行動内容は記述の通りなのですが、この行動目標を考え方として記述した方が良かったと思います。

④ →「なんらかの」

⑤ 文末は「思い」ではなく、効果として断定しましょう。→「・・・登録により転用を抑制する」

⑥ 自然公園の拡充は行政主体なので、見える化の目的になじまないように感じます。